



障害者差別解消法の施行と本市における取り組みについて



鮮やかなピンクや白のつつじを春雨が濡らす平成 28 年 4 月 21 日 (木) に第 214 回 障害者地域生活支援研究会が開催されました。今回のテーマは「障害者差別解消法の施行と本市における取り組みについて」です。

まず冒頭に、北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 障害者相談支援係 木村 智久 係長から「平成 28 年度障害福祉部の組織編成と障害福祉政策について」の説明がありました。

保健福祉局ではかなり大きな組織改正が行われ、6 部制から 7 部制に再編されたとのこと。又、障害福祉センターが“地域リハビリテーション推進課”に組織名変更になって、障害福祉に関わる保健福祉の専門的な拠点が総合保健福祉センターに集約されたとのことでした。

引き続き、北九州市保健福祉局障害福祉部 障害福祉企画課 差別解消法担当係 秦 勝彦 係長から「障害者差別解消法の施行と本市における取り組みについて～障害のある人もない人も、一緒に安心して暮らせる住みよいまちを目指して～」と題して、障害に関する基本的な話に始まり“法律の概要”“障害者差別解消法ができるまで”“障害者差別解消法について”“北九州市の差別解消に向けた取り組み”に等つてお話しして頂きました。

法の制定までの経緯として「平成 18 年 12 月に国連総会で障害者権利条約(障害者の人権や基本的自由を守るための国際的な約束事)が採択され、条約締結に必要な国内法の整備国内法の成立を進めてきて法整備が整い権利条約を締結した」とのことですが、「国際的な人権尊重と社会参加を求めるながれの中で成立した経緯をしっかりと理解して欲しい」とのことでした。

フロアからは 4 月 18 日に開設された相談コーナーに関して「今の法律では差別を解決する強制力がないので、現状ではどう処理して解決していくのか。解決できる機関ができないと相談する人もされる人も動きづらいのでは」とのご意見も出ました。秦係長からは「差別を解消するために、地域のネットワークを組織することが重要であり、ネットワークのあり方や役割、メンバー構成等について十分議論し、“障害者差別解消支援地域協議会”を早期に立ち上げたい」「法律を補完する条例に関しても、いつまでに作るか言えないが、市の内部でも必要性について議論しているところである」とのことでした。

また秦係長から「事例を集積していくことが大切で、この窓口はひとつひとつの事例を集める役割を担っていききたい。事例があがれば HP 等を使い地域の関係者等に広げていくなど努力などをしていきたい。そして事例を積み重ねた上で、相談体制の整備や対応方法を一緒に考え、有効に機能するように努めていきたい」とのことでした。

広報・周知啓発に関しては、「当事者・家族・福祉関係者は関心が高いが、それ以外の一般の方の関心は低く、意識の差は感じており、今後どのように周知啓発していくのか課題」として、出前講演を行ったり、イベント時に話をしたり、「わかりにくい言葉を当事者の方にどうわかりやすく伝えていくか、今後知恵を出して理解を深めて頂けるように取り組んでいきたい」とのことでした。

始まったばかりの障害者差別解消法ですが、街中のお店のカウンターで「筆談できます」と書いたボードをよく見かけるようになりまし、これから色々な場面で“障害者差別解消法”の言葉を耳にしたいと思います。まずは知ることから始め「障害のある人もない人も、一緒に安心して暮らせる住みよいまち」を目指していければと思います。



※こちらの議事録は
北九州市障害者自立支援協議会の
ホームページでもご覧いただけます。
<http://kitakyushu-net.shien-c.com/>



障害者差別解消法

(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)

【障害者差別解消法の目的】
この法律は、障害を理由とする差別をなくしていくことで、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的としています。

【法律の対象】

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮の提供
国の行政機関・ 地方公共団体等	禁止	法的義務
民間事業者	禁止	努力義務 <small>(北九州市 HP より)</small>

*市の業務委託・指定先が民間事業者の場合は、法の枠組みでは民間事業所の扱いになるが、市の業務なのでできるだけ市の対応要領に準じる。

障害者差別解消相談コーナー★4月18日開所★

障害の特性に詳しい専門相談員を配置し、障害者差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行う相談窓口を開設します。

【開設場所】 北九州市立男女共同参画センター・ムーブ8階
(小倉北区大手町 11 番 4 号)

【相談方法】 窓口への来所、電話、Fax、メールなど
相談の方法は問いません。
電話：093-582-5515 Fax：093-582-5516
メール：s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp
(北九州市 HP より)

